法第二十七条の四第一項	（略）	（略）	（略）
	道路運送法第九条第六項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十条第三項各号に掲げる事項	
	（略）	（略）	（略）
	道路運送法第三十六条第二項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第二十三条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十三条第二項各号に掲げる書類及び図面

	軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第一項に規定する事由	
	軌道法第十一条第二項（国土交通省令を以て定める料金の設定に係るものに限る。）の届出に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第三項に規定する事項	
	軌道法第十一条第二項（国土交通省令を以て定める料金の変更に係るものに限る。）の届出に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第三項に規定する事由	
	軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）の許可に係る部分		軌道法施行規則第二十五条第一項各号に掲げる書類
	軌道法第二十二条の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十六条に規定する事項	軌道法施行規則第二十六条各号に掲げる書類
	軌道法第二十二条ノ二の許可に係る部分	軌道法施行規則第二十八条第一項及び第二項に規定する事項	軌道法施行規則第二十八条第二項に規定する書類
法第二十七条の六第一項	（略）	（略）	（略）
	道路運送法第九条第五項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十条第三項各号に掲げる事項	
	（略）	（略）	（略）
	道路運送法第三十六条第二項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第二十三条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十三条第二項各号に掲げる書類及び図面
	道路運送法第七十九条の登録に係る部分	道路運送法第七十九条の二第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の三各号に掲げる書類